

民事訴訟（執行・保全）法、供託法、司法書士法

1 平成 25 年度の本試験

- (1) 出題の範囲、形式、難易度／例年と比較して
- (2) 敗因の分析
択一試験は、○か×のいずれか。△はない。
- (3) 問題の各肢（11 問×5 肢 = 55 肢）の分析
各肢ごとに虱つぶしに、分析する。

2 本試験の出題例（第 5 問／別紙）

3 来年度の合格のために必要なこと／正答率 70%以上の人

4 来年度の合格のために必要なこと／正答率 70%以下の人

- (1) 条文
その意味を正確に理解し、本試験までに暗記する。
- (2) テキスト
その基礎知識（意義、要件、効果）を正確に理解する。
- (3) 判例、先例
重要かつ基本的なものは正確に理解する（暗記するくらいに）。
- (4) 過去問
各肢ごとに虱つぶしに、反復する（暗記するくらいに）。

5 弱点克服講座の紹介

- (1) 楽しい勉強
民訴系の基礎知識を、楽しく勉強する。

- (2) 設例重視の講義
講師が実務で手がけた案件を用いる。
- (3) 関連学習
民法、不動産登記法との関連知識に言及する。
- (4) 復習中心
復習シートに基づいて、徹底して自習する環境を提供する。
- (5) 知識の確認
講義前の確認テスト（過去問中心）により、知識を確認する。

6 講師の希望する受講者

- (1) 平成26年度の合格を目指す人
- (2) 民訴系の科目について苦手意識のある人
- (3) 受験歴が長くて、心機一転を図りたい人
- (4) 民訴系の科目の初学者
- (5) 志（こころざし）の高い人
合格後に法律家（認定司法書士）として活躍したい人

7 使用テキストの紹介

小山 弘著「実例で学ぶ民訴の礎」（Wセミナー）

以上

(別紙)

本試験の出題例／平成25（2013）年度

第5問 確定判決に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 金銭の支払請求を認容する判決が確定した場合であっても、その金銭支払請求権について他に時効中断の方法がないときは、再度、その金銭支払請求権の履行を求める訴えを提起することができる。
- イ 口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命ずる判決が確定した場合においては、口頭弁論終結後に損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じたときであっても、当該判決の変更を求める訴えを提起することはできない。
- ウ 所有権に基づく抹消登記手続請求を認容した確定判決は、その理由中で原告の所有権の存在を認定していても、所有権の存否については既判力を有しない。
- エ 当事者が前訴の既判力を援用しなかった結果、後訴の裁判所が誤って既判力に抵触する判断をした場合、当該判決は無効である。
- オ 土地の所有権確認の訴えを提起して敗訴した者が、再度、同じ土地の所有権確認の訴えを提起した場合、前訴の口頭弁論終結後の事情を主張しているときであっても、前訴判決の既判力により、後訴は不適法な訴えとして却下される。

1 アウ 2 アエ 3 イオ 4 イウ 5 エオ

第5問 確定判決

- ア ○ テキスト p 133（大判昭06・11・24）
- イ × §117－I 本文
- ウ ○ §114－I
- エ × §338－I ⑩（既判力に抵触する判決は再審事由）
- オ × 既判力の基準時